事後評価調書

I 事業概要								
事	業名	交通安全対策事業(自転車歩行者道設置)						
地区名		一般県道 豊橋豊川線						
事業箇所		きょかわしずわちょう 豊川市諏訪町3 丁目地内始め						
事業のあ らまし		・当該区間は公共施設、商業施設が集中しており、名鉄諏訪町駅から本路線を利用してこれらの施設へ向かう歩行者及び自転車利用者も多く、自転車と歩行者が混在して危険な状況にあった。 ・そのため、本事業で区画線(破線)により自転車歩行者道を視覚的に分離し、安全な通行空間の確保したものである。また、当該区域はバリアフリーの重点整備区域にもなっており、段差解消や点字ブロック設置を併せて実施し、快適な通行空間の確保したものである。						
事	業目標	【達成(主要)目標】 ① 歩行者及び自転車の安全確保 【副次目標】 -						
車	業費	事業費			内訳			
*		0.26 億円	■工事費	0. 22 億円、口用	補費 0.00億円、	■その他 0.	. 04 億円	
事業期間		採択年度平月	艾23 年度	着工年度	平成 23 年度	完成年度	平成 24 年度	
事	業内容	・自転車歩行者道設置工、点字ブロック設置工 L=380m						
■								
ш	1) 主要							
	1) 土多 標 σ		【達成状況 ・自転車歩行者道において、歩行者及び自転車の通行空間の混在が解消され、また、点字					
1	成状		・自転車少り有道にあいて、少り有及び自転車の通り至前の混任が解消され、また、点子 ブロックの設置等により歩行空間のバリアフリー化が図られたことで、安全に通行でき					
事	19217		るようになり危険な交通環境が改善された。					
業日			【達成状況に対する評価】					
標			・本事業の整備により、歩行者及び自転車が安全に通行できるようになり、目標は達成さ					
事業目標の達成状況		れた。	れた。					
成	2) 副次目 【達成状況】							
況	-/ II / J		_					
	成状		【達成状況に対する評価】					
		_	-					
Ш	対応方針							
今彳	後の事後	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。						
	の必要性							
	善措置の	必 · 事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の						
要性		必要性はない。						
	<u>-</u> 種事業に		反 ・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事					
映すべき事項							- · · · · · - · ·	